

「キキタビ」プロモーションおよびAR技術を活用した観光ガイドシステム構築等 実施業務委託仕様書

1 目的

古事記の「記」、日本書紀の「紀」を合わせて「記紀（キキ）」と呼ぶことから、本県では古事記、日本書紀の物語とともに、神社や神話ゆかりの地を巡るテーマ旅を「キキタビ」と称し、神話を切り口とした観光誘客に取り組んでいる。

本事業では、「キキタビ」のプロモーション実施による日本国内における本県の認知度向上と、県内の神社、パワースポット等神話にゆかりがあるスポットにおいてAR（拡張現実）技術を活用し、観光客に新たな価値を提供するための観光ガイドシステムを構築し活用することで、県内周遊促進につなげることを目的とする。

2 「キキタビ」について

（1）概要

古事記の「記」、日本書紀の「紀」を合わせて「記紀（キキ）」と呼ぶことから、本県では古事記、日本書紀の物語とともに、神社や神話ゆかりの地を巡るテーマ旅を「キキタビ」と称し、神話を切り口とした観光誘客に取り組んでいる。

（参考URL：https://www.kanko-miyazaki.jp/feature/kikitabi_top）

（2）ターゲット

都市部（首都圏、関西圏、福岡）に在住する50～60代の夫婦

3 委託事業名

「キキタビ」プロモーションおよびAR技術を活用した観光ガイドシステム構築等実施業務

4 委託期間

契約の締結日から令和8年3月31日（火）まで

5 委託業務の範囲

（1）プロモーションの実施

「キキタビ」の認知度向上を目的に、ターゲットに対し訴求力のあるプロモーションとして、次の①～②について具体的な手法を提案し実施すること。また、提案にあたっては、実施事業ごとの成果指標とその検証方法、実現可能性についても具体的に示すこと。

- ① SNS等を活用した情報発信
- ② その他、ターゲットを意識した効果的なプロモーションの実施

なお、実施にあたっては、次のことに留意すること。

- ・ 宮崎の神話と神話にゆかりのある場所の魅力が伝わるようなプロモーションを展開すること。

- ・ 認知拡大および実際の誘客に繋がるよう工夫して実施し、新たな宮崎県ファンの獲得を目指すこと。
- ・ 観光客の県内周遊を促進し、滞在日数の増加を目指すこと。
- ・ 利用するSNS、広報媒体等は、日本国内で広く利用されているものとする。また、複数の広告媒体を活用するなど、露出頻度を高めること。なお、活用媒体は費用対効果や話題性の高いものになるよう考慮すること。
- ・ 「キキタビ」のイメージを損なわないプロモーションを行うこと。
- ・ プロモーション活動は可能な限り迅速に実施し、年間をとおして切れ目ない効果的なものとする。
- ・ 県内全域（県央・県南・県西・県北）に波及効果があるよう地域バランスに配慮すること。
- ・ 活用するPRツールについて、広告表示回数やクリック率等のKPIを設定すること。

（２）観光コンテンツの企画・実施

- ・ 主に宮崎県外からの誘客を目的とし、宮崎の神話やそのゆかりの地をテーマにしたイベント等（以下、観光コンテンツという）を企画・実施すること（団体・個人は問わない）。なお、実施にあたっては参加者の安全性に配慮すること。
- ・ 観光コンテンツにおいては、限定ものや特別な素材を活用するなど、参加者が特別感を感じられるよう工夫すること。ただし、本事業における予算の性質上、一個人の利益になるもの（クーポン、ノベルティ等）の制作、贈与は不可とする。
- ・ 実施期間については、１日のみ又は中長期間のものであることを問わないが、最終的に県と協議した上で決定すること。
- ・ １カ所のみでイベントを実施するような場合は、イベント参加者に対し、イベント実施前後において宮崎県内の周遊促進を図るような工夫を行うこと。
- ・ ツアーを企画するような場合は、有名な観光地等のみならず、可能な範囲で山間部等のスポットも取り上げるなど、より宮崎の神話の魅力が伝わるよう工夫すること。
- ・ 宮崎県への再訪に繋がるよう工夫すること。

（３）観光ガイドシステムの制作および周遊企画の実施

AR技術を活用した観光ガイドシステムの制作および周遊企画を行うこと。詳細は①～④のとおりとする。なお、各事項の実施にあたっては、いずれにおいても利用者の安全性に考慮すること。

① 観光ガイドシステムの制作について

- ・ 運用に係るサーバーは受託者が提供、管理するものとする。
- ・ 県内の神社や神話にゆかりのある観光スポットに、音声や画像等を重ね合わせるなどAR技術を活用した観光ガイドシステムを構築すること。
- ・ 観光ガイドシステムは、スマートフォンやタブレット端末等のGPS機能の位置情報と連動させ、観光スポットで一定の操作をすることで起動するものとする。また、

利用者に対して事前（タビマエ）や事後（タビアト）に情報を提供すべき内容がある場合は、観光スポット外（自宅等）でも起動できるものとする。

- ・ 観光ガイドシステムは、Android 及び iOS のスマートフォンやタブレット端末対応とすること。なお、アプリ型、ブラウザ型は問わない。
- ・ システム障害のリスク対策やセキュリティ対策を行うこと。
- ・ 観光ガイドシステムは、利用者の年齢や性別、居住地などの属性情報を取得できるものとする。
- ・ 観光ガイドシステムに取り上げる神社や神話にゆかりのあるスポット（最大40箇所）は、県で選定し、別途、受託者に共有するものとする。なお、企画提案時においては、既存のキキタビHP等を参照のうえ、提案者側でスポットを選定し提案するものとする。
- ・ スポット1箇所あたりの説明内容は、200文字～300文字程度（30秒～1分程度）とすること。
- ・ 当該システムについては、県において使用料を支払う等必要な手続きを行うことで事業終了後においても継続利用可能となるよう努めること。なお、実際に継続して利用するかどうかは、当事業終了後に県において判断することとする。

② 観光ガイドシステムを活用した周遊促進のため取組の企画・実施

- ・ ①で制作したシステムを活用して、県内周遊を促進するような企画（以下、周遊企画という）を提案し、実施すること。
- ・ 神社や神話にゆかりのあるスポットの魅力を紹介するだけでなく、利用者の知的好奇心を刺激するような工夫を行うなど、県内を楽しみながら周遊できるような企画とすること。ただし、本事業における予算の性質上、一個人の利益になるもの（クーポン、ノベルティ等）の制作、贈与は不可とする。
- ・ 宮崎県内のどこからでもスタートできるよう、工夫すること。また、操作方法を簡素化するなど、誰もが参加しやすい企画とすること。

③ 広報の実施

- ・ ①～②において制作したコンテンツ等の周知および参加を促進するため、県内外へ広報を行うこと。実施にあたっては、効果的な方法を提案し実施すること。
- ・ LP（Landing Page）については、宮崎県公式観光サイト「みやざき観光ナビ」内に設置すること。また、それらに関する作業については県において作業を行うこととし、受託者はLP制作に必要な素材を県へ提供すること。
- ・ 広報に必要なツールの制作費や郵送費など、広報に関わる費用については、本事業の委託料に含むこと。また、LPに関する作業を除き、実施にあたって必要な作業は、原則、受託者において実施すること。

④ 観光ガイドシステムの運用およびサポートの実施

- ・ 必要に応じてシステムメンテナンスを行い、円滑な運用を図ること。

- ・ 受託者においてサポート体制を整備し、利用者等からの問い合わせに対応すること。
- ・ システム等に障害が発生した場合は、早急に復旧作業を行うこと。その際の必要な費用等は受託者の負担とすること。
- ・ 導入する観光ガイドシステムの利用方法については、マニュアル等を整備し、県および関係各所に説明すること。

(4) その他本委託事業を遂行するにあたって必要な業務

- ・ 本事業の進捗状況については、定期的に県と情報共有を行うこと。また、県から作業状況の報告を求められた場合は速やかに対応すること。
- ・ 具体的な実施内容については、受託者を選定後、県と受託者において協議の上で決定する。なお、やむを得ない事情を除き、県と協議の上で決定した実施事項については、受託者において確実に実行すること。
- ・ 画像を使用する場合など、著作権等を有する第三者の許可を得る必要がある場合は、受託者において必要な手続きを行うこと。

6 業務委託に関する経費の管理等

(1) 委託料に含む経費について

委託業務を実施するために必要な経費は、委託料の範囲内で受託者の負担にて支出する。なお、委託経費は、履行までに要する全ての経費を含む。

次に掲げる経費は委託料に含まないものとする。ただし、事前に県と協議の上、了解を得たものについては、この限りでない。

- ① 備品購入費
- ② 会議等での食糧費
- ③ 団体等へ加入するための負担金
- ④ 租税公課（消費税及び地方消費税を除く。）

(2) 受託者は、委託業務に係る次の関係書類を整備の上、委託業務が完了した日が属する会計年度の終了後、5年間保存すること。

- ・ 業務委託契約書等の当該事業執行に関連する契約書

6 著作権の取扱い

(1) 著作権者

本仕様書により制作された成果品の著作権は、宮崎県に帰属する。受託者は、納品する成果品について、著作者人格権を行使しないこととする。なお、本成果物の制作に本契約に関係なく従前から受託者または第三者に帰属している著作物を利用する場合は、当該著作物の著作権に関しては受託者または第三者に留保される。

(2) 権利関係の処理

- ① 素材等に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理

は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないように業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任を負うこととする。

- ② 受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者で協議の上で処理することとする。

7 成果品の提出

次の（１）～（３）について県が指定する場所へ納品すること。

（１）業務報告書

本委託事業における各項目において、実施した内容および成果を記載し、提出すること。なお、各観光コンテンツ等の参加者については、今後の施策に生かすため、氏名等の個人情報を除いた属性データ（居住地（市町村名）、性別、年齢等）についても記載すること。

（２）本委託事業で作成したコンテンツのデータ等

本委託事業で作成したコンテンツの電子データ一式を提出すること。なお、データ形式については、別途県と協議の上、決定する。

（３）その他、業務を実施する上で作成した資料等

観光ガイドシステムの操作マニュアル等、（１）（２）以外で作成した資料等があれば、提出すること。

8 その他

- （１）本業務の実施にあたっては、県と協議・連絡をとりながら進めること。
- （２）本仕様書に定めのない事項にあたって疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。
- （３）本業務で得られた情報等については、県の許可なくして流用してはならない。
- （４）業務内容の詳細については、災害等の状況により、変更することがある。それに伴う仕様の変更、予算額の変更等は、必要に応じて県と協議の上、対応することとする。
- （５）履行期限にかかわらず、業務実施後速やかに概要について報告すること。
- （６）企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- （７）業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- （８）受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。